

平成十七年三月

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の説明書

外務省

目次

一 概説	一
1 条約の成立経緯	一
2 条約締結の意義	一
3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	二
二 条約の内容	二
1 国際海上交通を簡易化しかつ迅速化するための措置	二
2 手続及び書類に係る要件についての画一性の確保	二
3 標準規定及び勧告規定	三
4 附属書の改正手続	三
5 標準規定に係る相違の通告及び勧告規定に係る一致の通告	三
6 最終規定	三
7 附属書	三
8 付録	五
三 条約の実施のための国内措置	五
(参考)	六

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 各国の公的な機関が国際航海に従事する船舶の入出港に際して要求する手続及び書類は、国ごとに異なり、かつ、複雑であり、船主、貿易業者、旅行者等にとって大きな負担となるため、政府間海事協議機関（IMCO。昭和五十七年（千九百八十二年）に国際海事機関（IMO）と改称された。）において、昭和三十六年（千九百六十一年）以降、これらの手続及び書類を簡易化し、かつ、国際的に統一して、船舶関係者の負担を軽減する方法が協議された。

(2) その結果、昭和四十年（千九百六十五年）三月二十四日から四月九日までロンドンで開催された海上旅行及び海上運輸の簡易化に関する国際会議において、国際海上交通を簡易化することを目的として、国際航海に従事する船舶の入出港手続、旅客及び乗組員の出入国手続、貨物の通関手続並びに公衆衛生及び検疫に係る手続等を簡易化及び画一化するための措置を定めること等を内容とするこの条約が採択され、我が国も昭和四十年（千九百六十五年）九月三十日に署名した。

2 条約締結の意義

この条約は、国際海上交通を簡易化すること等を目的として、国際航海に従事する船舶の入出港手続を簡易化するための措置等について定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、我が国の港湾の国際的な競争力を強化するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) この条約及びその附属書の規定に従い、国際海上交通を簡易化し、かつ、迅速化するため、並びに船舶並びに船舶内の人及び財産に対して不必要な遅滞が生ずることを防止するため、すべての適当な措置をとること。

(2) 我が国の手続又は書類に係る要件を条約附属書の標準規定（締約国政府がこの条約に従って画一的に適用することが必要である措置について定めるもの）に完全に一致させることを不可能と認める等の場合には、IMO事務局長に対し、その旨を通報し、及び我が国の方式と当該標準規定との相違を通告すること。

(3) 我が国の手続又は書類に係る要件を条約附属書の勧告規定（締約国政府が適用することが望ましい措置について定めるもの）に一致させた場合には、IMO事務局長に対して速やかにその旨を通告すること。

(4) 国際航海に従事する船舶の到着又は出発の際に、標準規定2.1に規定する書類以外のいかなる書類も自己の保有のために要求しないこと。（標準規定2.1に規定する書類とは、一般申告書、貨物申告書、船用品申告書、乗組員携帯品申告書、乗組員名簿、旅客名簿、万国郵便条約に基づき郵便物について要求される書類及び検疫明告書をいう。）

(5) 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する船舶に対し、検疫明告書及び一般申告書を除くほか、原則として、標準規定2.1に規定する書類を要求しないこと。

(6) 災害救助活動、海洋汚染への対処若しくはその防止又は海上における安全等を確保するために必要な他の緊急の活動に従事する船舶の到着及び出発を簡易化すること。

4 早期国会承認が求められる理由

近年のアジア諸国の経済発展を背景とした国際港湾間の物流を中心としての競争の激化の中で、我が国の港湾の国際的な競争力が失われつつあるとの実態がある。そのような我が国を取り巻く情勢の変化にかんがみ、我が国における船舶の入出港手続を簡易化し、我が国の港湾の競争力を強化する必要性が改めて認識されているところ、我が国としてもこの条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文十六箇条、末文、一の附属書及び三の付録から成り、その概要は、次のとおりである。

1 国際海上交通を簡易化しかつ迅速化するための措置（第一条）

締約国政府は、この条約及びその附属書の規定に従い、国際海上交通を簡易化し、かつ、迅速化するため、並びに船舶並びに船舶内の人及び財産に対して不必要な遅滞が生ずることを防止するため、すべての適当な措置をとることを約束する。

2 手続及び書類に係る要件についての画一性の確保（第三条）

締約国政府は、手続及び書類に係る要件について実行可能な最高度の画一性を確保するものとし、その画一性が国際海上交通を簡

易化し、かつ、促進するすべての事項について機能するように協力すること並びに手続及び書類に係る要件の変更を国内上の特別な必要に応ずるための最小限のものにとどめることを約束する。

3 標準規定及び勧告規定（第六条）

この条約及びその附属書の適用上、「標準規定」とは、締約国政府がこの条約に従って画一的に適用することが国際海上交通を簡易化するために必要かつ実行可能である措置について定めるものをいう。「勧告規定」とは、締約国政府が適用することが国際海上交通を簡易化するために望ましい措置について定めるものをいう。

4 附属書の改正手続（第七条）

この条約の附属書の改正手続について規定している。

5 標準規定に係る相違の通告及び勧告規定に係る一致の通告（第八条）

(1) 締約国政府は、自国の手続若しくは書類に係る要件を標準規定に完全に一致させることを不可能と認める場合又は特別な理由のために標準規定と異なる手続若しくは書類に係る要件を採用することを必要と認める場合には、IMO事務局長に対し、その旨を通報し、及び自国の方式と当該標準規定との相違を通告する（第八条(1)）。

(2) 締約国政府は、自国の手続又は書類に係る要件をいずれかの勧告規定に一致させた場合には、IMO事務局長に対して速やかにその旨を通告する（第八条(3)）。

6 最終規定（第九条から第十六条まで）

この条約の本文の改正、締結手続、効力発生、廃棄、事務局長による通報、寄託者、正文等について規定している。

7 附属書

(1) 定義（第一節A）

附属書で用いられる用語の定義について規定している。

(2) 一般規定（第一節B）

公的機関は、いかなる場合にも、不可欠な情報のみの提出を要求し、及び情報の項目の数を最少限にとどめる（標準規定1.1）こ

と等について規定している。

(3) 船舶の到着、滞在及び出発（第二節）

(イ) 船舶の到着、滞在及び出発の際に公的機関が船舶所有者に要求する手続について定める。

(ロ) 公的機関は、この条約が適用される船舶の到着又は出発の際に、この節の規定の対象となる書類以外のいかなる書類も自己の保有のために要求してはならない（標準規定 2.1）。

(ハ) 公的機関は、傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶に対し、検疫申告書及び不可欠である場合には一般申告書を除くほか、原則として、標準規定 2.1 に規定する書類を要求してはならない（標準規定 2.23）。

(4) 人の到着及び出発（第三節）

(イ) 船舶の到着又は出発の際に公的機関が乗組員及び旅客に要求する手続について定める。

(ロ) 公的機関は、船舶の旅客の旅券又は旅券に代えて受け入れる公的な身分証明書について、出入国管理当局が到着の時及び出発の時のそれぞれについて一回のみ検査すれば足りるよう措置をとる（標準規定 3.2）。

(5) 密航者（第四節）

公的機関、港湾当局、船舶所有者及びその代表者並びに船長は、密航事件を防止し、及び迅速に解決するために可能な限り協力し、並びに密航者の早期の帰還又は送還が行われることを確保する（標準規定 4.2）こと等について規定している。

(6) 貨物その他の物品の搬入、蔵置及び搬出（第五節）

公的機関は、船舶所有者及び港湾当局の協力を得て、港における停泊時間を最小限にとどめるための適当な措置をとり、港湾交通の良好な流れを提供し、並びに船舶の到着及び出発に関するすべての手続（乗船及び下船、積み込み及び積卸し、整備その他これらに類するものに関する措置並びにこれらに伴う安全上の措置を含む。）について頻繁に見直しを行う（勧告規定 5.1）こと等について規定している。

(7) 公衆衛生及び検疫（動物及び植物に関する衛生上の措置を含む。）（第六節）

公的機関は、船舶の到着の際の衛生上の手続に必要な特別の医療要員及び装備の提供を促進するため、船舶内の疾病を当該船舶

の目的港の衛生当局に対して無線通信により速やかに報告することが遵守されるよう船舶所有者の協力を求める（標準規定 4.1）
と等について規定している。

(8) 雑則（第七節）

公的機関は、災害救助活動、海洋汚染への対処若しくはその防止又は海上における安全、住民の安全若しくは海洋環境の保護を確保するために必要な他の緊急の活動に従事する船舶の到着及び出発を簡易化する（標準規定 7.8）こと等について規定している。

8 付録

FAL様式の一から七まで（付録一）、標準規定 3.3.1 に規定する説明書の様式（付録二）及び勧告規定 4.6.2 に規定する密航者の細目に関する様式（付録三）について定めている。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、(1) 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案及び(2) 関稅定率法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 昭和四十年四月九日にロンドンにおいて採択

2 効力発生 昭和四十二年三月五日

3 署名国 四十箇国

アルジェリア、アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、カナダ、コートジボワール、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本国、大韓民国、レバノン、マダガスカル、マレーシア、モナコ、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、セネガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トリニダード・トバゴ、ウクライナ、ソヴィエト連邦（*）、英国、アメリカ合衆国、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国（*）

（* 国家として消滅した。）

4 締約国 平成十七年二月十六日現在 百箇国

アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベルギー、ベナン、ブラジル、ブルガリア、ブルンジ、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ガイアナ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、大韓民国、ラトビア、レバノン、リベリア、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モリシヤス、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、北朝鮮（*）、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、イエメン、ザンビア

(＊ 我が国は、国家として承認していない。)